

司法書士の方へ

日本政策金融公庫の住所変更登記の手続について（お願い）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当公庫は、平成24年11月12日をもって、本店を「東京都千代田区大手町1丁目9番3号」から「東京都千代田区大手町1丁目9番4号」に移転しました。

これにより、移転前の住所で登記を受けた抵当権について、条件変更等に伴う変更登記等（以下「目的の登記」）の必要が生じた場合は、同時に抵当権者の住所変更登記が必要となります（注）。

つきましては、当公庫（農林水産事業）のお客さま（借入者等）から目的の登記の依頼があった際に、同時に住所変更登記が必要な場合には、当該手続を行っていただきますようお願いいたします。

なお、この住所変更登記手続に係る司法書士報酬（相談料、日当・旅費等を除く。）は当公庫（農林水産事業本部）が負担いたしますので、その請求方法等につきまして下記のとおりご案内いたします。ただし、目的の登記に要する費用（登記事項要約書及び登記事項証明書等の取得費用を含む。）は、従来どおりお客さま（借入者等）の負担になります。本件支払事務の円滑な対応を図るため、当公庫（農林水産事業本部）からのお支払いに時間を要することとなりますが、ご協力・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（注）

- 1 「農林漁業金融公庫」から「株式会社日本政策金融公庫」への移転登記が必要となる場合、この住所変更登記手続は行いません。
- 2 「株式会社日本政策金融公庫」名義の抵当権を抹消する場合は、その住所が移転前のものであっても、この住所変更登記手続は行いません。
- 3 抵当権（根抵当権を除く。）の追加設定登記をする場合、前登記の抵当権者の住所が移転前のものであっても、前登記についてこの住所変更登記手続は行いません。

記

- 1 当公庫（農林水産事業本部）が負担する費用及び留意事項
住所変更登記手続に係る司法書士報酬（相談料、日当・旅費等を除く。）とする。

〔費用負担に係る留意事項〕

- （1）あらかじめ登記内容を確認するための登記事項要約書等の取得費用（印紙代及び司法書士報酬）は、原則として当公庫（農林水産事業本部）に請求できない。
- （2）送料及び住所変更登記後の登記事項証明書等の取得費用は、当公庫（農林水産事業本部）に請求できない（農業用動産（船舶を含む。）及び工場財団に係る登記簿謄本の取得費用を除く。）。
- （3）本件住所変更登記手続に係る司法書士報酬の標準額（基準額）は規定していないが、請求額が著しく高額と判断される場合は、当公庫（農林水産事業本部）から詳細を直接問い合わせる。

なお、登記申請にあたっては、費用が最少となる手続を選択する。

- （4）住所変更登記に係る登録免許税については、登録免許税法第4条第2項により非課税となる。

2 当公庫（農林水産事業本部）あて請求方法

（１）請求書（様式）及び添付書類

- ・別添「住所変更登記費用に係る請求書（司法書士用）」に、住所変更登記に係る「「登記完了証」（原本に限る。オンライン登記申請を行った場合も、書面による完了証の交付を受けてください。）を添付する（**それ以外の書類は送付不要。**）。
- ・農業用動産（船舶を含む。）及び工場財団に係る住所変更登記の場合は、住所変更登記に係る「登記完了証」に代えて、住所変更登記後の登記簿謄本を添付する（当該登記簿謄本の取得費用は、当公庫（農林水産事業本部）が負担する。）。

（２）請求時期及び請求先

- ・変更登記等の完了後、速やかに請求する（随時請求）。
- ・各司法書士において請求書及び添付書類を取りまとめ、末尾記載の株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部 事務集中室（東京都）あて直接送付する。
- ・取扱店が受託金融機関の場合も、当公庫（農林水産事業本部）あてに直接請求する。

3 当公庫（農林水産事業本部）からの送金方法

- ・各司法書士から請求のあった月の翌々月までに当公庫（農林水産事業本部）が司法書士の指定口座に直接送金する。

4 その他の留意事項

- （１）司法書士に対する本件住所変更登記手続の委任は、司法書士に依頼があった時点で個別に成立するという整理をしています。このため、「住所変更登記費用に係る請求書（司法書士用）」は、一度に依頼のあった借入者ごとに取りまとめて作成してください（**抵当権ごとに請求書を分けて作成しないでください。**）。
- （２）前記（注）のとおり、「農林漁業金融公庫」から「株式会社日本政策金融公庫」への移転登記が必要となる場合、この住所変更登記手続は行いません。また、「株式会社日本政策金融公庫」名義の抵当権を抹消する場合は、その住所が移転前のものであっても、この住所変更登記手続は行いません。

以上

〔請求書等の送付先及び住所変更登記手続に関するお問い合わせ先〕

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー8階

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部 事務集中室

TEL：03-3270-2744 FAX：03-3270-2351

電話番号 03-3270-2744（農林水産事業専用）

受付時間：平日9:00～17:00（土・日祝祭日、12月31日～1月3日を除く）

【お願い】

日本公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）及び中小企業事業（旧中小企業金融公庫）については、農林水産事業（旧農林漁業金融公庫）と移転登記手続の取扱いが一部異なるため、それぞれの事業に直接お問い合わせください。



日本政策金融公庫 農林水産事業本部